

給費生・学費減免制度

1. 給費生制度

対象	大学 1、2、3、4年 音楽専攻科 大学院音楽研究科 短大 1、2年
人員	各年次 若干名
支給金額	授業料全額+施設費、授業料全額、3/4額、半額、1/4額
要件	成績・人物ともに優秀な学生（前年度までの成績をもって決定） 実技系コースにおいては、その専攻主科実技が特に優れていること その他のコースにおいては、専門科目において特に優れていること
採用	新入生については入試成績にて採用 2年生以上については、学内成績により、各専攻の部会推薦により採用
期間	当該年度1ヶ年
取消	給費生にもとる行為があった場合

2. 入学金の減免制度

次のいずれかに該当する場合には、入学金を減免（全額・または半額を返還）します。

・昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部に在学する学生の兄弟姉妹が本学（大学院・専攻科・研究生は除く）に入学した場合。【入学金の全額を減免】

・昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部および旧：昭和音楽芸術学院（東京声専音楽学校）の各学校を卒業・修了した者の子および兄弟姉妹が本学（大学院・専攻科・研究生は除く）に入学した場合。【入学金の半額を減免】

・昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部および旧：昭和音楽芸術学院（東京声専音楽学校）に在籍（※）した者が本学（研究生は除く）に編入学、転入学または入学した場合。【入学金の半額を減免】（※詳細については学務部厚生課にお尋ねください）

※入学金減免は、各入学年度4月中の申請です。

本学園を卒業した両親・兄弟姉妹の、卒業を証明できる書類（卒業証書のコピー等）と学生本人との続柄を証明できる書類が必要となります。詳しくは学務部厚生課まで。

3. その他の学費減免

・外国人留学生授業料減免

本学に在籍する、外国人学生（在留資格が「留学」の者に限る）に対し授業料年額の30%を減免する。

・学校法人東成学園 学費減免

学校法人東成学園に在職している教職員等の子や兄弟が本学に入学した場合に、入学金の

全額または半額を減免する。